

個人番号（マイナンバー）申告書について

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園（新制度のみ）の利用にあたり、個人番号（マイナンバー）の記載・提示が必要です。

個人番号（マイナンバー）制度の開始により、子どものための教育・保育の利用手続きの際に個人番号を申告していただくことになります。

1 利用目的

- 提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る教育・保育認定に関する事務の範囲で使用します。

2 申請者について

- 個人番号申告書の申請者は保護者（父母のいずれか）です。
- 保育所等の利用申請、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育認定の申請、教育・保育認定の変更申請、支給認定証の再交付の申請者と同じにしてください。

3 個人番号の申告が必要な方

- 保護者、教育・保育認定を受ける子ども、生計を一にする世帯員全員の個人番号の申告が必要です。
- 申請者は、個人番号を申告する他の世帯員（申告者）にあらかじめ利用目的を明示してください。

4 提出の際に、個人番号（マイナンバー）の確認、本人確認が必要です。

- 個人番号カードをコピーする場合は、表裏両面をコピーしてください。
- 郵送、施設提出等のために封筒に入れて提出する場合は、写しを同封してください。
- 代理権を確認する委任状の様式は任意で結構です。市が用意した様式もあります。

個人番号申告書の申請者 本人が提出する場合	- 個人番号申告書裏面の「1 個人番号申告書の申請者本人が提出する場合」をご確認ください。 - 申請者の「個人番号確認書類」、「身元確認書類」の確認が必要です。
個人番号申告書の申請者 以外の同居の配偶者、親族 が <u>使者</u> として提出する 場合	- 個人番号申告書裏面の「2 個人番号申告書の申請者以外の同居の配偶者、親族が使者として提出する場合」をご確認ください。 - 申請者の「個人番号確認書類」、「身元確認書類」の確認が必要です。 - 申請者の「個人番号確認書類」、「身元確認書類」の写しと個人番号申告書を封筒に入れ、必ず封をして提出してください。 - 申請者が作成した書類を持参して提出だけを行う場合は、「使者」となります。

個人番号申告書の申請者以外の方が 代理人として提出する場合	● 個人番号申告書裏面の「3 個人番号申告書の申請者以外の方が代理人として提出する場合」をご確認ください。 ● 申請者の「個人番号確認書類」の確認が必要です。 ● 代理人の「代理権の確認書類」、「身元確認書類」の確認が必要です。 ● 同居の配偶者、親族であっても、申請者に代わって手続きを行う場合は、代理人となります。
--------------------------------------	--

5 郵送による提出となる場合

- ・ 事情により郵送による提出となる場合は、以下の書類を封筒に入れて、必ず封をして提出してください。
 - ① 個人番号申告書
 - ② 申請者の「個人番号確認書類（写し）」
 - ③ 申請者の「身元確認書類（写し）」

6 教育利用（1号認定）の場合は、利用施設へ提出します。

- ・ 利用する施設を通じて市に提出します。
- ・ 以下の①～④を準備し、①はそのまま、②～④は封筒に入れて、必ず封をして利用希望施設へ提出してください。
 - ① 教育・保育給付認定申請書
 - ② 個人番号申告書
 - ③ 申請者の「個人番号確認書類（写し）」
 - ④ 申請者の「身元確認書類（写し）」